

平成14年11月8日

岐阜県吉城郡古川町長 菅 沼 武  
岐阜県吉城郡河合村長 松 井 靖 典  
岐阜県吉城郡宮川村長 石 腰 保 昭  
岐阜県吉城郡神岡町長 船 坂 勝 美

### 飛騨4町村合併協議会委員の公務災害補償について

飛騨4町村合併協議会委員の公務災害補償の取扱いについて、下記のとおり確認する。

#### 記

##### 1 制度の適用

協議会委員が、協議会活動中又は協議会会議等への出席のための移動中に生じた災害によって、公務災害補償の適用を受けるような場合においては、古川町の制度（古川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第22号））を適用するものとする。

##### 2 経費の負担

1により協議会委員に対し公務災害補償を適用した場合における経費は、飛騨4町村合併協議会規約第16条に定める経費の負担比率により各町村負担するものとする。

##### 3 適用除外

その他地方公共団体の常勤の行政職の職員にあっては、それぞれの身分に基づき、それぞれの団体の制度により公務災害補償の適用を受けるとし、本件による取り決めは適用しないものとする。